新島における防災対策に係る
基本方針

令和7年3月

播磨町新島連絡協議会

播磨町新島公共埠頭連絡協議会

播磨町

目　次

第１部　総則

第1章　本方針の目的 1
第2章　被害想定及び本方針の対象地区 2
第3章　本方針の対象者 3
第4章　新島における一般的課題 4
第5章　新島の現状把握 5
第1節　播磨町新島連絡協議会構成事業者の現状把握 5
第2節　新島の災害特性 6

第２部　避難対策

第1章　新島における避難の方針 16
第1節　津波避難の方針 16
第2節　津波を伴わない地震からの避難の方針 20
第2章　新島における避難計画 22
第1節　避難基本計画 22
第2節　避難経路及び津波時における一時避難施設の位置 22
第3節　各事業者における避難計画の作成 24

第３部　防災対策

第1章　防災対策の方針 26
第1節　各事業所、行政それぞれの防災対策の充実 26
第2節　各事業所間、行政との防災対策の連携 26
第3節　連絡窓口の明確化、対応体制の確立 26
第2章　防災対策計画 28
第1節　各事業所、行政における防災対策 28
第2節　各事業所間、行政との連携 30
改訂履歴 35

第1部　総則

第１章　本方針の目的

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、激しい地震動と巨大な津波により壊滅的な被害が発生しており、地震と津波の威力のすさまじさを改めて認識させられたところである。

この大震災の教訓から、「新島における防災対策に係る基本方針（以下「本方針」という。）」では、あらゆる規模の自然災害を前提とした「ソフト対策」を中心に、新島における防災対策の充実について官民共同で図ることとし、今後も国及び県から示される知見や研究成果を踏まえ、継続的にハード対策も含めた防災対策の見直しを行うこととする。

このことから、本方針の目的を、播磨町地域防災計画の被害想定を念頭におき、次のとおり定める。

① 従業員等の人命の安全を図るため、円滑な避難を確保すること
② 工場地帯特有の被害の軽減を図り二次災害を防止するための施設の緊急停止措置や設備・機器類の点検・改修方策を含めた、災害対応マニュアルの策定・充実及び訓練の実施を図ること
③ 経済活動を可能な限り継続させるための計画（業務継続計画）の普及・策定を図ること

第２章　被害想定及び本方針の対象地区

本方針における被害想定は、播磨町地域防災計画に準じるものとし、対象地区は播磨町新島全域とする。

対象地区　位置図

第３章　本方針の対象者

本方針の対象とする者は、次のとおりとする。

名称等	対象とする者
災害予防対策等に係る事項	播磨町新島連絡協議会 播磨町新島公共埠頭連絡協議会 新島内各事業者 播磨町
応急対策に係る事項	
避難対策に係る事項	新島内に滞在する全ての者とし、立地する事業所で働く従業員や外来者、釣客等（以下「避難対象者」という。）を含む

第４章　新島における一般的課題

新島において想定される、災害に関する一般的課題を以下のとおり整理する。

種別	被害想定	課題
地震動	震度6強	・新島と内陸をつなぐ避難経路となる橋梁が1本のみ →仮に橋梁が損害を受けた場合、孤立してしまうおそれがある →島外への避難ができない可能性がある →火災が発生した場合、消防車両が駆けつけることができず、自ら消火活動にあたる必要がある ・液状化の可能性 →液状化に伴う道路被害（地盤沈下等）により道路機能が低下する →建築物やタンク基礎の沈下 ・地震（強震動）及びスロッシングによってタンク等が被災し、火災・爆発・毒性拡散等の災害が発生する可能性があり、防油堤、護岸、バースの損傷のおそれもある
津波	TP+2.2m 津波が１ｍに到達するまでの時間は、地震発生後110分	・新島内での浸水は想定されていないが、原則として避難対象者は、津波到達までに避難行動を完了させる必要がある ・地震によって溢流した油等を押し流し、火災被害を拡大させる ・ドラム缶や車両、空コンテナ等が漂流物となり、建物や防油堤等に衝突し、破損させるおそれがある。 ・タンクの倒壊、流出が発生、漂流物により防油堤外の配管が破損し、流出した油が浸水により拡散し、場合によっては火災に至る。 ・係留船舶の着底、係留索切断あるいは走錨による錨泊船舶の漂流等の船舶被害が波及し、被害を拡大させる
高潮	TP+4.2m 全域が浸水区域で浸水深は2.0ｍ未満	・新島内に滞在する全ての避難対象者が避難行動をとる必要がある。 （気象情報により高潮の発生の予測が可能であり、津波と同様の避難の考え方を適用する。）
大規模な火災	-	・タンク等の可燃性の物質に引火した場合は、大規模な火災に発展するおそれがある。

第５章　新島の現状把握

新島で操業している事業者の現状を把握するため、大多数の事業者が加盟している播磨町新島連絡協議会との連携のもと、アンケート調査を実施した。

なお、アンケート調査表は末尾に収録している。

第１節　播磨町新島連絡協議会構成事業者の現状把握

アンケート調査の結果明らかとなった播磨町新島連絡協議会構成事業者の現況は次のとおりである。

1.アンケート調査の概要

(1)実施時期　　平成30年2月15日～10月4日（回収完了日）

(2)対象事業者　　播磨町新島連絡協議会・播磨町新島公共埠頭連絡協議会に加盟している全55事業者

(3)回収率　　100％

2.滞在者数等

新島内で勤務している従業員等の人口は、次のとおりである。

なお、表中の赤字は従業員等新島内の滞在者数がピークとなる時間帯である。これによれば、平日9時から12時の間に4,309名となっている。

また、新島と内陸を結ぶ橋梁「播磨大橋」が使用可能であった場合において、新島47番地の11（最も遠いと思われる地点）から、津波避難対象区域外に脱する地点である二子南交差点（県道本荘平岡線）までの距離は約3,700ｍであり、時速3㎞で避難したとして約75分を要すると推定される。このことから、南海トラフの巨大地震に伴う津波を念頭におくと、津波の高さが1ｍに達するまでの109分間に水平避難を完了させるためには、地震発生後30分以内には避難を開始する必要がある（下表では、30分以内に避難が可能な人数を「避難可能人数」、不可能な人数を「避難不能人数」とし、その割合を「避難不能割合」として記載）。

なお、避難対象者には、ここで把握できた従業員等のほか、来訪者や釣客等を含める必要がある。

第 2 節　新島の災害特性

播磨町が、平成24年9月に作成した「播磨町災害特性図報告書」によると、新島は次のような特性を有している。

ここでは、各種の災害特性を分析した資料の中から本方針に関連性の高いものを抜粋しているため、詳細については報告書を参照されたい。

1. 標高分布

埋立地であり、標高は2～4mと低平地となっている。このため、浸水しやすく、高潮や津波の被害を受けやすい地域であるといえる。

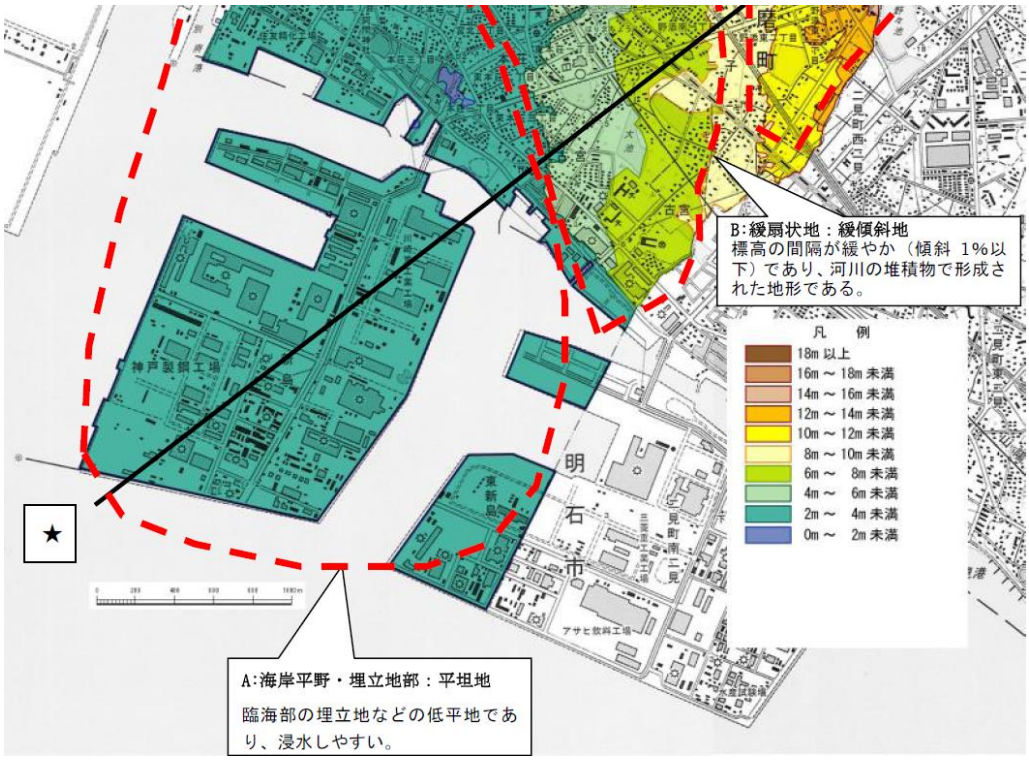

高度分布図

2. 微地形分類図を基にした問題点図（地震動危険性図）

埋立地で地盤が軟弱であることから、地震が発生した際に揺れが大きくなりやすい。

また、平成7年に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）では、液状化が発生していることも確認されている。

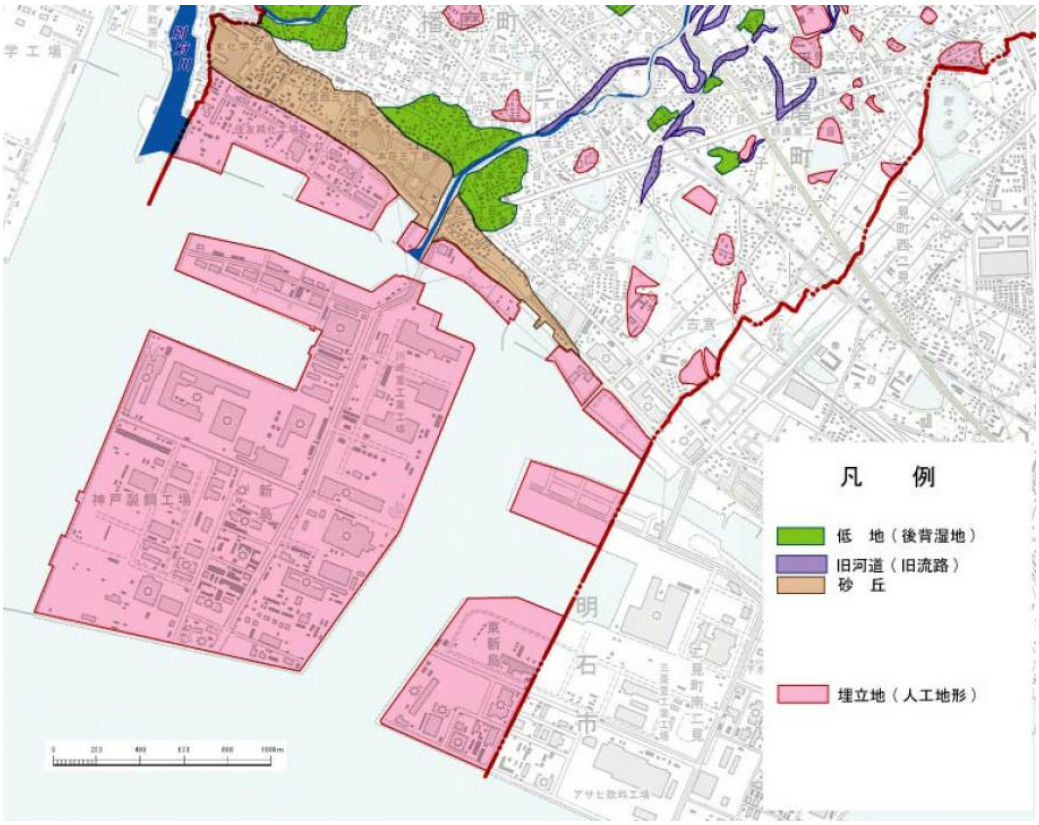

問題点図(地震動危険性図)

3. 道路網図

新島内は、計画的に道路整備がなされているため、狭隘道路はない。しかし、内陸と新島を結ぶ唯一の連絡橋である播磨大橋が、地震による被害を受け、使用不能となった場合は、新島全体が孤立する可能性がある（兵庫県では平成25年度に耐震診断を実施しており、平成26・27年度において耐震工事を実施している。）。

なお、連絡橋を複数化する対策は、整備に要する費用と時間が膨大であり、整備場所についても調整する必要があるため、30年以内の発生確率が70%から80%といわれている南海トラフの巨大地震の発生までに間に合う保証はない。

さらには、連絡橋を複数化したとしても、地震動や液状化によりそれら全てが使用不能になる事態も想定しておく必要がある。

このため、内陸と新島の代替アクセスルートの確保は、今後も検討を進めつつ、孤立したとしても人的被害を回避するための避難場所の確保や必要物資の備蓄を進める必要がある。

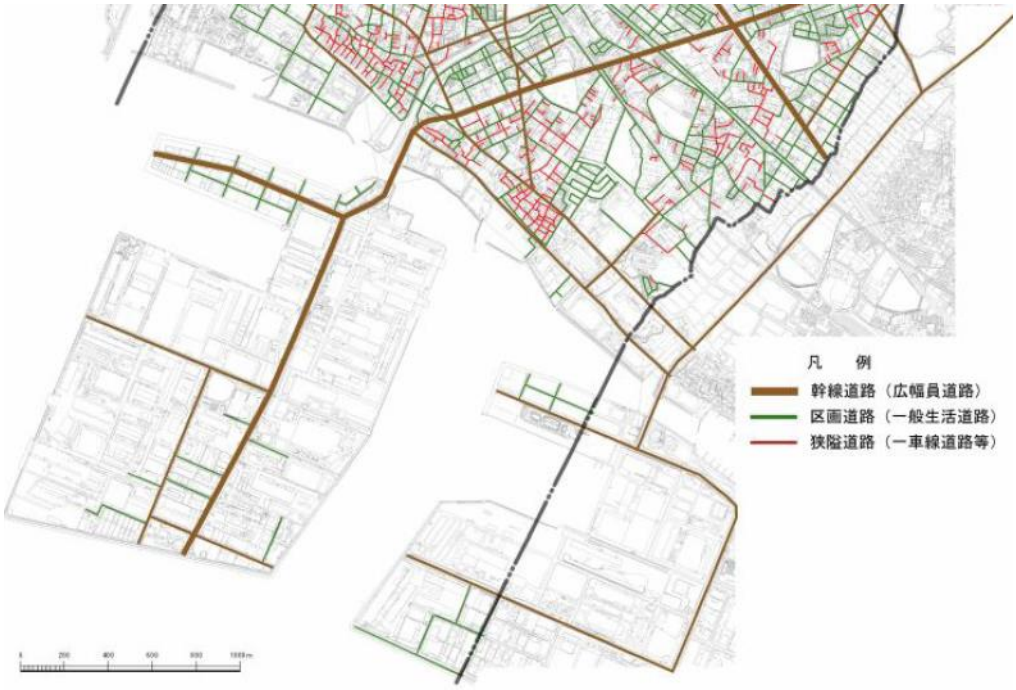

道路網図（平成23年）

4. 市街地拡大図

大正15年・昭和2年、昭和41年、昭和46年、平成17年、平成23年の市街地図を重ねることにより作成した市街地拡大図によれば、新島内の建築物は比較的新しいものが多いが、個別の建築物、特にタンク等の耐震性については、再点検の必要が高いと思われる。

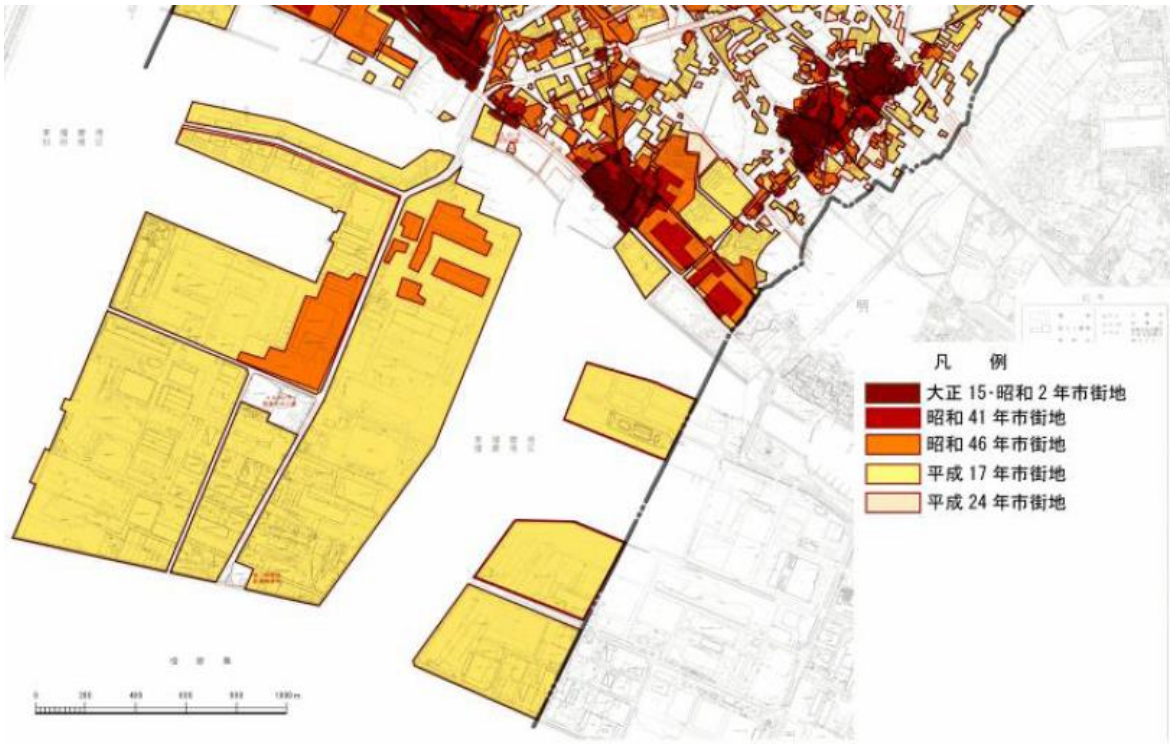

市街地拡大図

5. 災害特性図

自然環境と社会環境の特性の中から、特に重要な区域や要素として、高齢化区域、過密市街地、遠距離避難区域、震度７の区域、浸水深大の区域、暫定津波浸水区域をとりあげ、一括して表示した災害特性図によると、新島地区では、地震動、高潮、津波による影響を大きく受ける可能性があることがわかる。

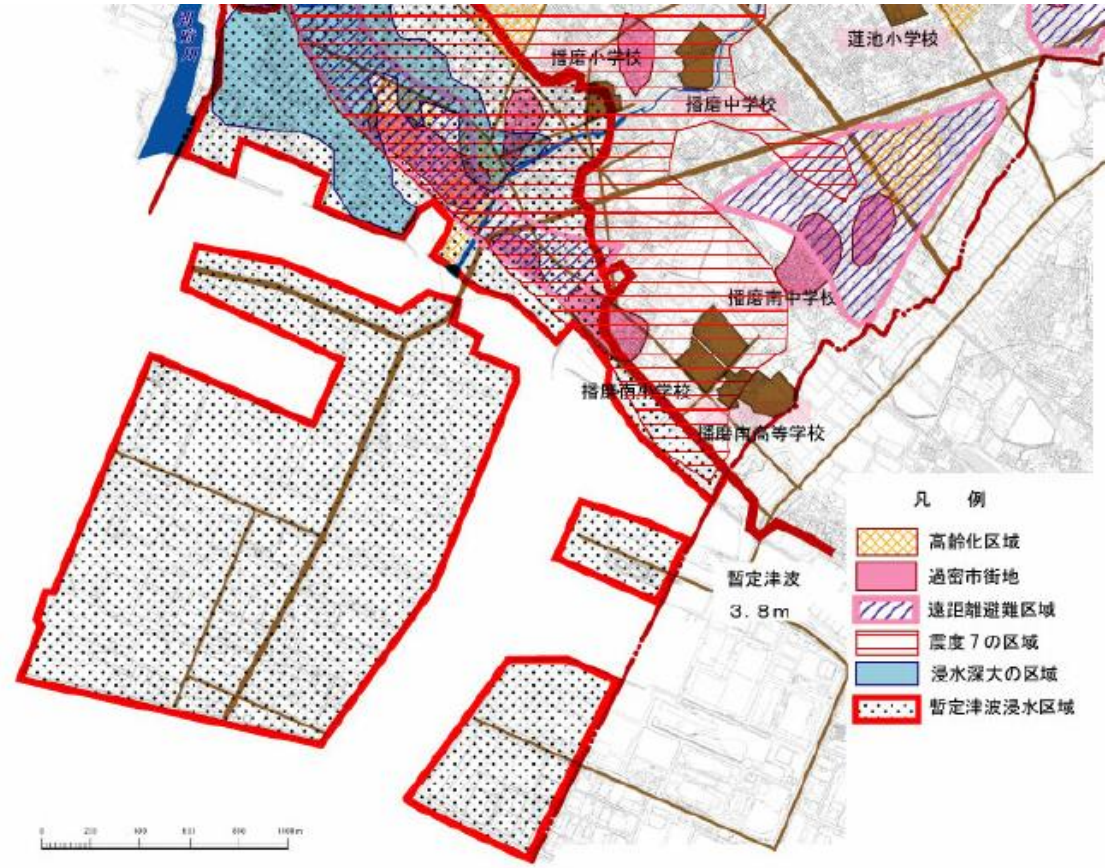

災害特性図（まとめ）

第２部　避難対策

第１章　新島における避難の方針

第１節　津波避難の方針

1. 津波避難の原則

（1）　津波からの避難の原則としては、津波避難対象区域外に徒歩により避難する（水平避難を行う）ことが最も安全と考えられる。したがって、避難対象者は、可能な限り津波避難対象区域外へ安全に避難することを原則とする。

一方、兵庫県が実施した、南海トラフ巨大地震に伴う津波に関する最新のシミュレーションでは浸水は防潮堤外にとどまるという点を踏まえると、全ての避難対象者がそれぞれ一斉に水平避難を行うことで、渋滞の発生、交通事故や雑踏事故等による二次災害のリスクが津波による人的被害のリスクを上回ることも想定される。

そこで、「津波からの避難の判断フロー」により水平避難を実施するかどうかの判断を行い、これらのリスクをできる限り低減させることとする。

なお、高潮発生時も津波避難に準じた対応を行う。

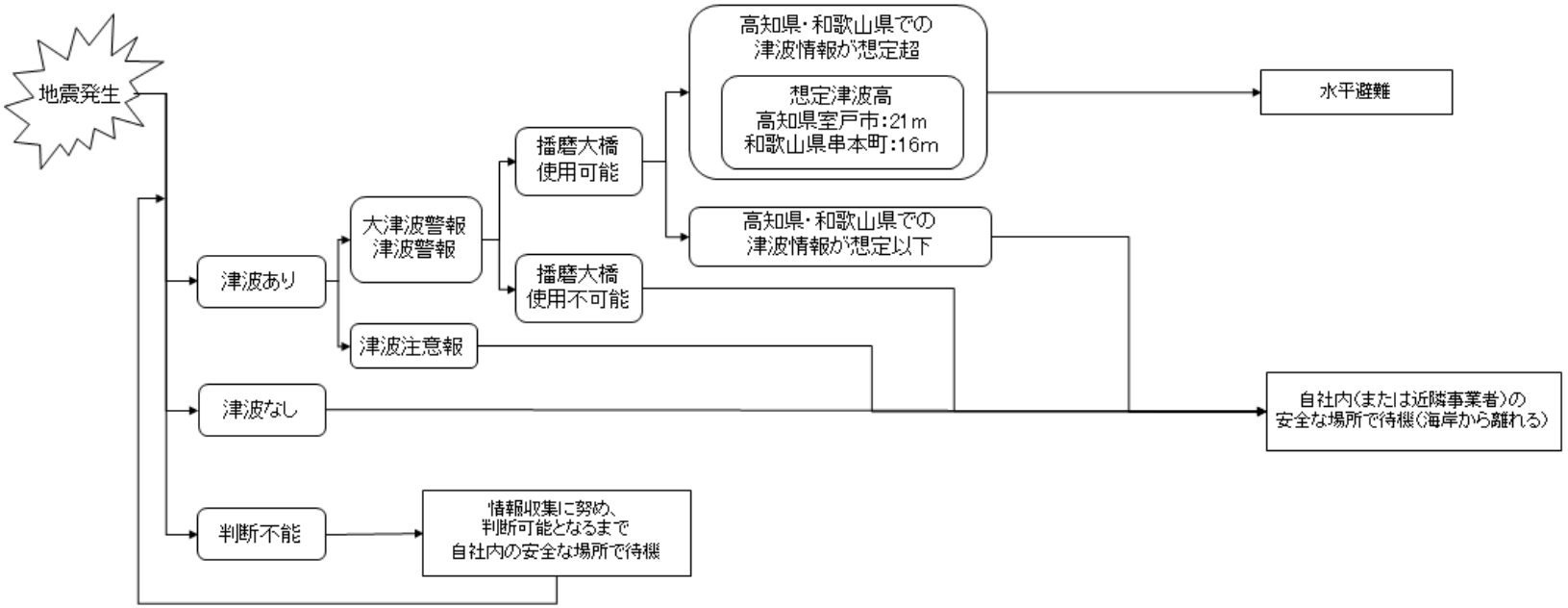

■津波あり・なしの判断について
気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を、津波予報区単位で発表します。
※震源が陸地に近いと津波警報が津波の襲来に間に合わないことがあります。

■発表される津波警報等の種類と津波の高さは次のとおりです。
大津波警報：定量的表現では「10m超」、「10m」、「5m」、定性的表現では「巨大」
津波警報：定量的表現では「3m」、定性的表現では「高い」
津波注意報：定量的表現では「1m」、定性的表現は表記されない

■高知県・和歌山県における想定最大津波高を活用することについて
播磨町で「想定されている津波を超える津波が発生している可能性があるかどうか」を判断するための基準として設けた指標です。
兵庫県におけるシミュレーション結果を踏まえると、新島で水平避難を行う必要がある（二次災害のリスクよりも津波による被災のリスクが高くなる）のは、播磨町で「想定外の津波が発生した場合」となります。
つまり、水平避難の判断を行うためには、地震発生後できるだけ早く（30分以内に）発生している津波が想定外かどうかという判断を行う必要があります。
播磨町で想定されている津波は、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した11のモデルのうち「ケース③」と「ケース⑩」であることから、これらの津波の到達が最も早い地点である高知県室戸市と和歌山県串本町の想定を活用し、これらの地点で観測された津波と想定されている津波の高さを比較し、想定外かどうかを判断することが可能と考えられます。

＜津波からの避難の判断フロー＞

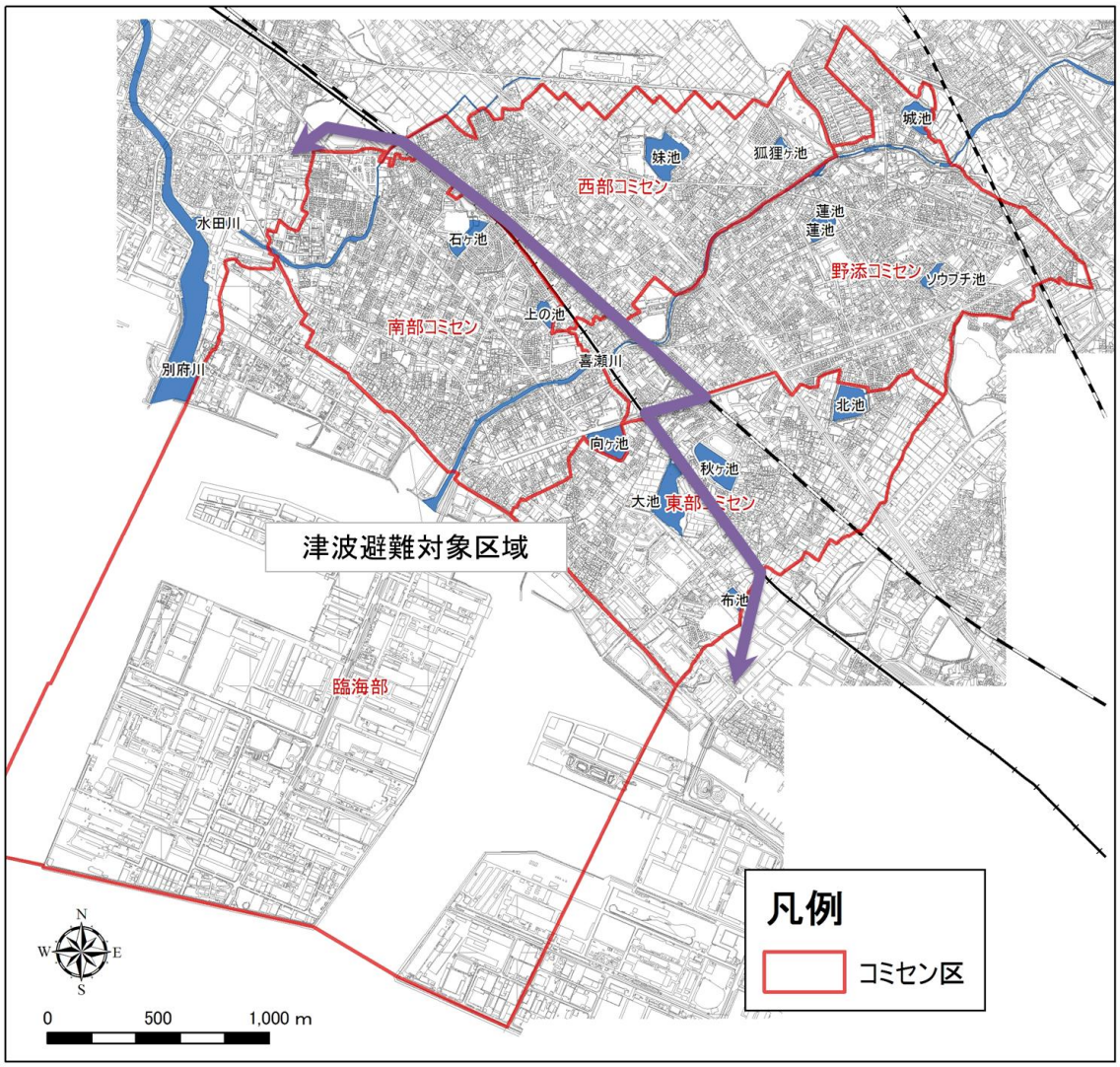

＜津波避難対象区域＞

（2） 水平避難を行う必要があるときでも、以下の場合も想定されるため、緊急的に一時避難を行う場所を確保する必要がある、

○避難対象区域外までの距離が長い場合
○施設の緊急停止措置を行うために避難対象区域外への避難が間に合わないと判断される場合

しかし、新島内には鉄骨造の建築物がほとんどであり、町が指定する津波発生時等における一時避難所（以下「津波避難ビル」という。）のほかは、「津波避難ビル等に係るガイドライン」（平成17年6月 津波避難ビル等に係るガイドライン検討会）で示された津波避難ビルの要件を満たす建築物がない。

一方、津波避難ビルの要件は満たさないものの、これらの建築物も堅牢な構造であり、また広大な敷地を有する事業者も存在することから、津波や大規模火災から逃げ遅れた場合の緊急避難先として一定程度活用が期待できる。

このことから、各事業者は、自社内一時避難所を確保することが望ましいが、確保できない場合には、事業所間で連携し、相互に支援することにより一時避難場所の確保を図る。

ただし、この場合は、町が指定する津波避難ビル以上に、避難者の安全を保障するものではなく、いかなる時も活用できるとは限らないため、あらかじめ活用の際のルールを定め、合意形成を行う必要がある。

（3） 危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害を防止するため保安要員が施設の緊急停止措置を行った後に避難する。この際、保安要員のスムーズな避難を実施するため、バルブ等の自動閉止装置の設置、緊急停止システムの強化、工程の見直し、保安電力の確保、平素の防災訓練の強化等の対策を講じておく。

（4） 新島において、一時的に避難する場所の設定に当たっての優先順位は次のとおりとする。

① 社内一時避難所
② 他の事業所の一時避難所（事前にそれぞれの事業所間で、避難に関する協定等を締結することが望ましい。）
③ 高架道路施設等（緊急的な避難としてやむを得ない場合に限るものとし、避難者の安全面の大きな課題があるだけでなく、屋根等がない開放空間という環境面や備蓄等が期待できないなど他の避難場所と比べて悪条件であることを認識する。）

2. 想定する避難対象者数

想定する避難対象者数は、「第1部 第5章 第1節 2.滞在者数等」で把握した最大人数、平成21年経済センサスの集計値、来訪者や釣り客等の存在を踏まえ、4,500名とする。

3. 津波避難に際しての留意事項

新島においては、その地域特性から、避難に際しては下記の事項に留意する必要があるとともに、災害発生時にこれらの事項が実際に障害として表面化しないよう、事前に対策を講じる必要がある。

- 地震により建物や構造物の倒壊、地盤の液状化等により、道路機能が損なわれる場合がある。
- 危険物タンク等からの火災・ガス爆発及び毒性拡散等により、避難経路が寸断される可能性がある。
- 押し寄せる津波により、火災被害の拡大や漂流物等による予期せぬ新たな被害が発生する場合がある。
- 避難者の集中による交通混雑・事故等により、渋滞や移動の危険性が高まると考えられる（原則として徒歩や自転車により避難する必要があり、自家用車による通勤抑制

を検討することも考慮する。)。

- 外来者など従業員以外の人員を多く抱える事業所においては、これらの人員が確実に避難できる体制を確立する。
- 一般の住民と混在した状態での避難が想定されるため、混乱を招かないよう誘導等に十分留意する。
- 播磨大橋に被害が発生した場合、一定期間新島内に留まることを強いられる可能性がある。このことから、事業所における備蓄物資の整備や従業員等が家族の安否を確認するための情報伝達手段の整備が重要になってくる。なお、備蓄物資の整備については、播磨町備蓄計画を参照のこと。

第 2 節　津波を伴わない地震からの避難の方針

1. 避難の原則

津波を伴わない地震の場合は、播磨町地域防災計画（第2部 第2章 第2節 1-1(4)）に定める下記の避難の流れに準じた避難行動をとる。

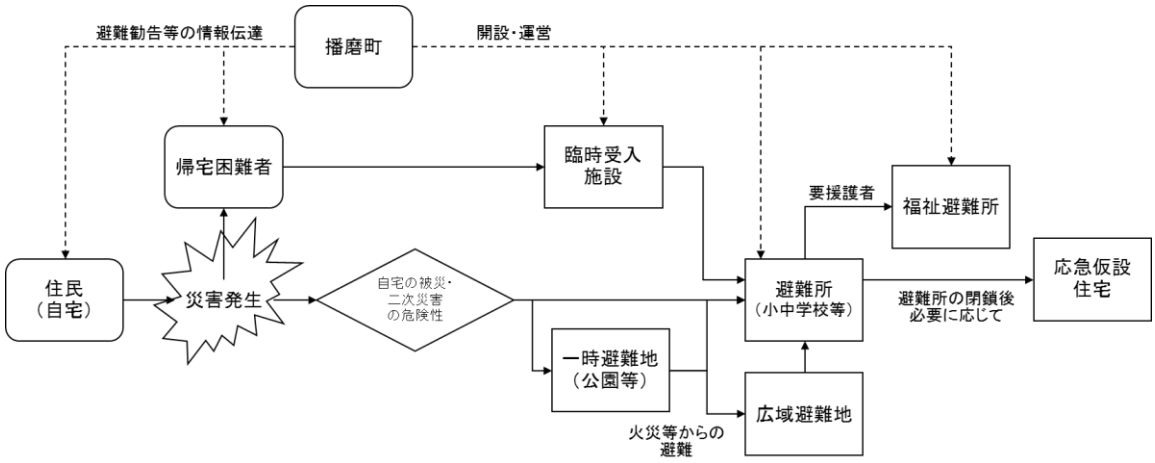

＜津波を伴わない地震からの避難の流れ＞

2. 想定する避難対象者数

津波避難の方針と同様に4,500名とする。

3. 避難に際しての留意事項

津波に直接起因するものを除き、津波避難に際しての留意事項（第2部 第6章 第1節 3）と同様であるが、特に帰宅困難者を発生させないよう、播磨大橋の被害の有無に関わらず、一斉

帰宅の抑制に努める必要がある。

　このためには、一定期間新島内に留まる必要があるため、津波発生時の避難と同様に事業所における備蓄物資の整備や従業員等が家族の安否を確認するための情報伝達手段の整備が重要になってくる。

第２章　新島における避難計画

第１節　避難基本計画

（１）　地震発生後、各事業者の保安要員は速やかに施設を緊急停止させ、二次災害の防止措置を行う。万一火災が発生した場合は、速やかに初期消火を行う。

（２）　播磨大橋監視カメラの提供する映像を確認し、播磨大橋の被害を把握、使用の可否を判断する。何らかの事情により播磨大橋監視カメラの提供する映像が確認できない場合は、最寄りの事業者が目視で確認を行い、確認結果を新島地区内で共有する。

なお、目視確認を行う事業者は、あらかじめ新島連絡協議会及び新島公共埠頭連絡協議会内で複数割り当て、確認結果の共有方法も決めておく。

（３）　津波の来襲が予想される場合

①　「第2部 第1章 第1節　津波避難の方針」で示す「津波からの避難の判断フロー」に基づき、避難を開始できる者は速やかに徒歩による避難を行う。なお、播磨大橋が被災する等により、水平避難ができない場合は、自社内一時避難所に避難する。

②　地震発生後30分が経過した場合は、逃げ遅れる可能性が高いため、自社内一時避難所に避難する。自社内一時避難所が不足する、又はない場合は、他の事業者の一時避難所を使用する。なお、これを実現するためにはあらかじめ協定を締結しておくことが望ましい。

（４）　津波の来襲が予想されない場合

①　「第2部 第1章 第2節 津波を伴わない地震からの避難の方針」で示す「津波を伴わない地震からの避難の流れ」に基づき、自社の駐車場や緑地等に移動し、余震等に伴う二次災害を回避するための保安作業や避難行動を行う。

②　必要に応じ、事業を再開するための対応を開始する。また、従業員を帰宅させる場合は、そのために必要な情報を収集する。特に一斉帰宅を抑制するため、公共交通機関の運行情報等も収集しながら順次帰宅させることに留意する。

第２節　避難経路及び津波時における一時避難施設の位置

想定される避難経路及び津波避難ビルの位置関係は下図のとおり。

なお、それぞれ2階以上（通常の建築物の3階相当以上の高さ）のスペースとそこに至るまでの経路を指定している。また、利用可能時間は、それぞれの施設の業務時間内に限られるため、

留意する必要がある。

施設名称 （施設管理者）	利用可能時間	収容想定人数 （人/㎡）
① 播磨町可燃ごみ中継センター （播磨町）	午前7時30分～午後4時 （12月29日～1月3日、土日祝日を除く）	300人
② 加古郡衛生センター （加古郡衛生事務組合）	午前8時30分～午後5時 （12月29日～1月3日を除く）	640人

想定避難経路及び津波避難ビルの位置

第 3 節　各事業者における避難計画の作成

各事業者においては、本方針を踏まえ、それぞれの事業内容等も考慮しながら避難計画を策定する必要がある。これに当たり、記載すべき事項の例や作成時に留意すべき事項を示す。

1. 避難計画に記載すべき事項の例示

避難において検討すべき事項は、従業員等の避難、人命救助、施設の緊急停止措置、二次災害の防止を基本とし、以下に示す項目について検討する必要がある。

（1）　ソフト面の項目

① 災害情報を入手する手段（停電時においても活用可能な手段の確保）
② 地震・津波の規模に応じた施設の安全確認方法と緊急停止手順
③ 施設を緊急停止するための要員
④ 消火活動や危険物等の漏洩、流出防止措置方法
⑤ 消火活動の応援体制
⑥ 負傷者の確認、救護方法
⑦ 避難経路及び避難場所（複数の避難経路を想定する）
⑧ 津波避難訓練を含めた防災訓練及び防災教育
⑨ 災害時における従業員等の役割
⑩ 関連会社、協力会社、来客者への対応策
⑪ 防潮堤の閉鎖基準
⑫ 船舶荷役中断の判断基準、船舶の退避方法

（2）　ハード面の項目

① 日常点検・保全管理
② 安全装置（安全弁、緊急遮断弁等）の整備メンテナンス
③ 防火・消火設備の整備等
④ 地震対策
- 想定した地震に対しての施設の耐震性のチェック
- 高圧ガスタンク・危険物タンクの開放検査時の留意事項
- 設備、配管が破損しにくいような対策の実施
- 事業所内のプラント以外の転倒転落防止措置
- 損傷を受けやすい部位（特に配管）の抽出

⑤ 津波対策
- 浸水に対しての施設のチェック
- 浮遊流動対策（角リングによる容器の固定など）

・タンカー受入時の対策

⑥ 共同消火活動の検討

⑦ 液状化対策の検討

2. 避難計画を作成する際の留意事項

各事業者が避難計画を作成するにあたっては、まず、「播磨町災害特性図報告書」を参照するなど、立地する地区の特性や想定される災害を十分に理解する。

また、各事業所の施設が被災した場合、当該地区全体の避難に大きな影響を及ぼす可能性があることを考慮し、より具体的な地震・津波対策を盛り込む必要がある。

なお、作成した津波避難計画に基づき定期的（年１回程度）に避難訓練を行うとともに、その目標や手順について検証や見直しを行っていくほか、その内容については、可能な限り互いに情報を共有するほか、共同して避難訓練を行うなど、相互協力に努める。

東日本大震災では、発令された津波警報が津波注意報に変更されるまでが、岩手県、宮城県、福島県では約40時間となっており、一時避難場所での滞在が長期に及ぶ可能性がある。このため、その間に必要となる物資等の備蓄を行う。

第３部　防災対策

第１章　防災対策の方針

第１節　各事業所、行政それぞれの防災対策の充実

現在は企業業務の緻密化、複雑化やサプライチェーンの相互依存が進み、ある企業が被災し、操業を停止した場合でも、サプライチェーン全体に影響を与える場合もある。災害に備えるためには、住民一人ひとりの自助の取組みが基本となるように、新島においても各事業所における取組みが重要であり、この取組みの恩恵は各事業者のみならず日本全体に波及するといえる。

このような考え方のもと、各事業所は自らの防災対策の充実に取組み、播磨町は播磨町地域防災計画の推進に最大限努力する必要がある。

第２節　各事業所間、行政との防災対策の連携

1. 各事業所間での情報共有

新島における事業者の防災力を、全体的かつ効果的に底上げするためには、先進的な取組みを行っている事業者の情報を共有することが考えられる。

このため、播磨町新島連絡協議会等の既存の組織を活用しつつ、同協議会に加盟していない事業者も巻き込みながら、可能な限りそれぞれの取組みに関する情報を提供、共有することが望ましいといえる。

2. 一時避難所の相互利用に関する協定の締結

津波のみならず、地震動や大規模火災等から身の安全を図るための一時避難所を確保するには、各事業者間の相互協力により、自社一時避難所の相互利用を進めることが効果的と思われる。

また、釣客等の安全を確保するためにも、一時避難所の確保は重要な課題である。

しかし、このためには、事前に必要な事項を取り決めておく必要があるため、自社一時避難所の相互利用に関する協定等を締結することが望ましい。

第３節　連絡窓口の明確化、対応体制の確立

今後、播磨町新島連絡協議会と播磨町が各種対策を講じるには、関係者の合意形成が重要である。また、災害発生時においても、情報の相互伝達・共有や負傷者救助、帰宅困難者対策、

備蓄物資の供給等を円滑に実施する必要がある。

これらを個別に調整することは非効率的であり、情報の錯綜等混乱の発生が危惧されることから、対行政及び各事業所相互の連絡窓口を明確にし、かつ播磨町新島連絡協議会内及び播磨町新島公共埠頭連絡協議会内での対応体制の確立（組織化）を図ることが重要と考えられる。

第２章　防災対策計画

本項では、最新の津波浸水想定や新島地区の地域特性、「第3部 第1章 防災対策の方針」を踏まえ、今後、実践する防災対策を整理する。

第１節　各事業所、行政における防災対策

1. 各事業所の防災対策の充実

各事業所は自らの業務継続と災害時に果たすべき役割（従業員等の保護、二次災害の防止等）を踏まえ、各事業所で最大限の取組みを行う。

（１）　災害全般に関すること

- 日常点検・保全管理の充実、安全装置の整備、メンテナンスの徹底

  事業所内の設備の日常点検や保安管理、また整備やメンテナンスの徹底は、災害による被害を極小化する活動でもあると位置づけ、一層注力して取り組むことが必要である。

  また、事業所内の家具（ロッカー、書棚等）は転倒防止対策（固定）を施し、窓等のガラスには飛散防止対策を行う。

- 災害対応マニュアル・業務継続計画の普及・策定

  災害が発生した場合、被害を防ぎ、または最小化し、事業活動の停滞を最小限度に食い止めるためには、災害対応マニュアルや業務継続計画は必要なツールであるため、早期の策定に努める。

  また、災害対応マニュアルや業務継続計画に即し、必要な機器を稼働させるための非常用発電設備や外部への連絡や情報収集のための手段として、衛星携帯電話等の通信設備の整備に努める。

（２）　地震対策に関すること

- 施設等の耐震化

  新島に建設されている建物は比較的新しいものが多いが、改めて耐震性能を確認するとともに、必要に応じ耐震改修、耐震診断を行う。

  また、建物だけでなく、機械の固定、配管やダクト、付帯設備についても固定やフレキシブル化、固定等の地震対策を行う。なお、設備の更新や入替をした場合は、地震対策の面からレイアウトを確認する。

- 設備等の安全機能の強化

  緊急地震速報を受信した際には燃料の供給を自動で停止したり、薬品やガスの流出を防ぐことができるよう設備を改修する等の安全機能の強化を検討、実施する。

- 護岸の耐震化

  各事業者が有する護岸が耐震化されていない場合、地震による被害が拡大するおそれがあり、この場合は船舶が接岸できないばかりかクレーン等の被災により、原材料や製品の搬入出ができなくなる可能性が高い。

  このため、設備等への対策と同様に護岸についても地震対策を施す必要がある。

- 液状化対策

  阪神・淡路大震災では、新島地区は液状化の被害に見舞われている。このことは、今後地震が発生した際に、再び液状化の被害が発生する可能性が高い。

  このことから、施設・設備等の重要性を踏まえ、必要な箇所については液状化対策を実施する必要がある。

（3） 二次災害防止対策に関すること

- 初期消火対応

  必要な対策を実施しても、二次災害の発生の可能性を完全になくすことは困難である。播磨大橋が被災した状態で、火災が発生した場合、消防車両が駆けつけることができず、自ら消火活動にあたる必要があることから、初期消火対応を確実に実施することの重要性は高いと言える。

  このことから、事業者は初期消火対策の充実に努めるとともに、初期消火を実施する者の安全確保対策についても十分に配慮する必要がある。

- 化学薬品等危険物の漏えい対策

  新島では、重化学工業関係の事業者が多数操業しているが、このことから化学薬品等危険物を多く扱っている。

  これらはそれ単独でも危険であるが、混ざり合うことによる危険性がどれほどのものとなるかは予想できないため、これらの貯蔵タンク等を起因とした二次災害の防災対策には最大限の努力をもって取組むこととする。

（4） 津波対策の充実に関すること

- タンカー等受入時の対策

  新島には、公共ふ頭が所在することからもわかるように、事業活動において海路が重要な役割を占めている。

  一方、津波や高潮の発生時には、船舶は脅威となる可能性があるため、荷役中等停泊中に災害が発生した場合における漂流対策には十分な検討を要する。

- 防潮堤（防潮ゲート）の閉鎖対策

  津波や高潮の発生時には、播磨町は漁港及び河川における防潮ゲートを閉鎖することとしているが、各事業者が有する護岸に防潮堤（防潮ゲート）が備えられている場合は、日頃から訓練を行う等確実な閉鎖体制を確立するよう努める。

  また、防潮堤がない場合は、水損を防ぐために必要な対策について検討する必要がある。

- 浮遊流動対策

東日本大震災で発生した津波では、大量の漂流物が発生し、応急対策のみならず、復旧・復興の障害にもなっている。このことから、各事業者は固定されていないコンテナ、ボンベ等が津波や高潮の際に漂流物とならないよう、固定等の対策を講じる必要がある。

（５） 一斉帰宅の抑制（帰宅困難者対策）に関すること

東日本大震災では、地震の影響により、首都圏においては鉄道の多くが運行を停止するとともに、道路において大規模な渋滞が発生するなど、多くの公共交通機関の運行に支障が生じた。

その結果、多くの人々の帰宅手段が閉ざされ、首都圏において約５１５万人（内閣府推計）に及ぶ帰宅困難者が発生した。

鉄道等の公共交通機関が当分の間、復旧の見通しがない中、多くの人が帰宅を開始しようとすれば、火災や建物倒壊等により、自ら危険にさらされるだけでなく、発災後に優先して実施しなければならない救助・救援活動等に支障が生じる可能性がある。

このため、各事業者は従業員の一斉帰宅を抑制する必要があるが、そのためには従業員数に応じ、おおむね３日分の飲食料や生活必需品を備蓄するよう努める。

2. 行政の防災対策の充実

行政については、播磨町地域防災計画に即し、各種予防対策を着実に実施し、また災害発生時にあっては速やかに効果的な応急対策を講じることができるよう訓練等を実施する。

第２節　各事業所間、行政との連携

1. 各事業所間での連携

新島における事業者の防災力を全体的かつ効果的に底上げするためには、本章第1節で各主体が実施した防災対策や今後実施を検討している防災対策について、広く共有することが必要である。また、物資の備蓄については、単独で用意することが非効率なもの（仮設トイレ等）を中心に相互に協力し、実施することも効果的と考えられる。

このため、播磨町新島連絡協議会や播磨町新島公共埠頭連絡協議会等の既存の組織を活用しつつ、同協議会に加盟していない事業者も巻き込み（加盟を促し）、可能な限りそれぞれの取組みに関する情報を提供、共有し、備蓄物資の相互共有も検討することが望ましい。

また、定期的に本町も参画することで、防災行政に関する情報提供を積極的に行い、互いの状況を把握し、可能なものは自らの防災対策に織り込むよう努める。

2. 行政との連携

上記のほか、各事業所と行政が連携しながら取り組む防災対策は別表に示すとおりである。

実施に当たっては、財政的負担を可能な限り抑制するため、既存の資産を有効活用することを念頭におく。

また、財政的負担が避けられない対策については、各事業所と行政が十分に連携し、費用対効果等を検討したうえで実施することとする。

3. 播磨町新島連絡協議会内での連絡窓口の明確化、対応体制の確立

播磨町新島連絡協議会及び播磨町新島公共埠頭連絡協議会では、対行政・各事業所間の連絡体制を明確にし、役割分担・相互支援の検討を行い、対応体制の確立を行う。

別表

課題		対応の方向性	
大分類	中分類	対応内容	主体
1.連絡窓口の明確化、 対応体制の確立	1.1.連絡窓口の明確化	・播磨町新島連絡協議会、播磨町新島公共埠頭連絡協議会内での連絡窓口を明確にする	協議会
		・行政との連絡窓口を明確にする	協議会・行政
	1.2.対応体制の確立	・播磨町新島連絡協議会、播磨町新島公共埠頭連絡協議会内での防災対応体制を検討・確立する（相互支援・役割分担）	協議会・行政
2.情報収集・伝達手段の整備	2.1.緊急地震速報の受信	・緊急地震速報の受信端末を整備する※1	協議会
		・テレビ、ラジオ、携帯電話を活用する※1	協議会
	2.2.津波情報の収集	・テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話等で津波情報を収集できるよう整備する	協議会
		・播磨町災害時用音声案内サービスを活用する	協議会・行政
		・防災行政無線以外の情報伝達手段の多様化を図る	行政
	2.3.行政からの災害情報の収集	・【一部再掲】防災行政無線の電話機能、播磨町災害時用音声案内サービスを活用する	協議会・行政
		・【再掲】防災行政無線以外の情報伝達手段の多様化を図る	行政
		・防災安心ネットはりまを活用する	協議会・行政
		・テレビデータ放送（公共情報コモンズ）の活用※1	協議会・行政
		・衛星電話を整備する※3	協議会・行政
	2.4.播磨大橋の被害状況の確認手段	・播磨大橋が監視できるようＷｅｂカメラを活用する	行政
	2.5.その他新島内の被害情報の収集	・各事業者の敷地内の被害情報を収集する体制を確立する	協議会
		・各事業者間で情報を集約する体制を確立する（1.1.と関連）	協議会・行政
		・新島内の主要な箇所にＷｅｂカメラ等を整備する	行政
	2.6.入手した情報の共有方法	・【一部再掲】防災行政無線の電話機能を活用する	協議会・行政
		・【再掲】防災安心ネットはりまを活用する	協議会・行政
		・【再掲】テレビデータ放送（公共情報コモンズ）の活用	協議会・行政
		・【再掲】衛星電話を整備する	協議会・行政
3.円滑な避難の確保と 滞在中の二次災害の防止	3.1.円滑な避難の確保	・アンケート調査により津波避難ビルの候補建築物を把握する	協議会・行政
		・津波避難ビルの指定を行う	協議会・行政
		・一時避難所の相互利用を促進する	協議会・行政
		・播磨大橋以外の避難経路・避難方法について検討する	行政
		・避難経路となる町道の液状化対策を行う	行政
	3.2.二次災害の防止	・速やかに避難を行うための初動対応（保安作業等）の確立、訓練の実施の働きかけ	協議会
	3.3.備蓄対策	・播磨大橋に被害が発生し、孤立した場合でも一定期間対応できるよう食料等の備蓄を行う	協議会・行政
4.負傷者の把握、救出対策	4.1.臨時ヘリポートの確保	・臨時ヘリポートとして指定している施設について維持管理に努める	行政
	4.2.負傷者等の把握方法の確立	・【再掲】防災行政無線の電話機能を活用する	協議会・行政
		・【再掲】衛星電話を整備する	協議会・行政
	4.3.負傷者等の救出対策	・消防防災ヘリと津波避難ビルの位置情報を共有する	行政

【防災情報参考】

防災情報は

スマホで入手！

緊急情報をポップアップ通知！

YAHOO! JAPAN 防災速報

Android
Google Play で手に入れよう

iOS
App Store からダウンロード

http://emg.yahoo.co.jp/

停電の情報を確認！

関西電力 power with heart

関西停電情報

Android
Google Play で手に入れよう

iOS
App Store からダウンロード

https://www.kepco.co.jp/souhaiden/supply/teiden-appli/index.html

防災無線の内容を電話で確認！

播磨町災害時用音声案内サービス

☎ 050-1807-6869

3つの市町を登録可能！

ひょうご防災ネット

Android
Google Play で手に入れよう

iOS
App Store からダウンロード

ひょうご防災　検索

防災情報をメール配信！

防災安心ネットはりま

http://bosai.net/harima/

スマホじゃなくても登録できます！

水田川・播磨大橋の状況を確認！

播磨町防災用WEBカメラ

改訂履歴

年月	改訂概要
平成 27 年 10 月	・新規作成
平成 31 年 2 月	・平成 30 年アンケート結果反映 ・方針の対象者に「播磨町新島公共埠頭連絡協議会」を追加 ・その他時点修正
令和7年 3 月	・播磨大橋 Web カメラ、災害時用音声案内サービス更新に伴う修正 ・防災情報参考追加 ・改訂履歴追加 ・その他時点修正

新島における防災対策に係る基本方針

播磨町新島連絡協議会
播磨町新島公共埠頭連絡協議会
播磨町